

飲食店の遵守事項

利用者の遵守事項

レストラン・居酒屋等

- 業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努める
- 利用者間の距離の確保等
 - ・座席は、真正面の配置を避け、座席間隔を1m以上確保する。又は テーブル上にアクリル板を設置し区切る
 - ・テーブル間やカウンターは1m以上の間隔をあけるか、アクリル等で区切る
- 30分に1回、5分程度2方向の窓を全開等で十分な換気を確保する
- 利用者への呼びかけ等
 - ・飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す
 - ・入店時に検温・手指消毒を促す
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるように促す
 - ・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないよう促す
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控えるよう呼びかける
 - ・同一グループの同一テーブルでの利用は4人以下とする
(ワクチン・検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」により、利用者の検査陰性を確認した場合は5人以上案内可)
- カラオケ設備の利用店
 - ・マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行う。カラオケボックス等は、各部屋に消毒設備を設置
 - ・飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、特に換気や人との距離の確保を徹底する

- 予約時
 - ・県の第三者認証を受けた認証店をはじめ、業種別ガイドラインに示されている感染防止対策を遵守する飲食店を利用する
- 利用時
 - ・利用する飲食店の感染防止対策を守り、協力する
 - ・飲食時以外はマスクを着用する
 - ・入店時に検温・手指消毒を行う
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える
 - ・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないように会食する
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控える
 - ・同一グループの同一テーブル利用は4人以下とする
(「対象者全員検査」を行い、ワクチン検査パッケージ制度の登録店で、参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、5人以上利用可)
- カラオケ設備の利用
 - ・歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保する
 - ・マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行う
 - ・座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避ける

宴会会場

- 業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努める
- 利用者間の距離の確保等
 - ・食事を提供する場合は収容定員の50%以内とする
 - ・食事の提供は着席形式とする。(立食形式は提供しない)
 - ・座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を1m以上確保する。またはテーブル上にアクリル板等を設置し区切る
 - ・テーブル間は1m以上の間隔をあけるか、アクリル板等で区切る
 - ・挨拶者(ステージ)と参加者間との距離は2m以上確保する。又はアクリル板等を設置し区切る
- 換気の徹底
 - ・換気用機械や扉の開放等により場内換気を行う
- 利用者への呼びかけ等
 - ・主催者に対し、参加者を把握できるよう事前登録制などを促す
 - ・飲食時以外はマスクを着用するよう、場内アナウンス等により促す
 - ・入店時に検温・手指消毒を促す
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるよう促す
 - ・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないよう促す
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控えるよう呼びかける
 - ・同一グループの同一テーブルでの利用は4人以下とする
(ワクチン・検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」により、利用者の検査陰性を確認した場合は5人以上案内可)

- 予約時
 - ・県の第三者認証を受けた認証店をはじめ、業種別ガイドラインに示されている感染防止対策を遵守する飲食店を利用する
 - ・主催者は参加見込み数をもとに人との距離(着席時1m以上)が確保できる広さの会場を選定する。
 - ・食事を提供する場合は収容定員の50%以内の開催とする
 - ・立食形式は控える。
- 利用時
 - ・利用する宴会場の感染防止対策を守り、協力する
 - ・飲食時以外はマスクを着用する
 - ・入店時に検温・手指消毒を行う
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える
 - ・長時間(2時間)を超える利用は控える
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控える
 - ・同一グループの同一テーブル利用は4人以下とする
(「対象者全員検査」を行い、ワクチン検査パッケージ制度の登録店で、参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、5人以上利用可)

催物の開催制限等について

1 催物の開催制限等の要請

催物（イベント・集会等）の開催制限等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、3月7日（月曜日）から4月7日（木曜日）まで、イベント主催者及び施設管理者に以下のとおり要請する。

2 イベントの開催制限の目安等

イベント主催者及び施設管理者はイベントを開催する場合、別紙1「イベント開催等における必要な感染防止策」に留意すること。なお、人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

- ① 別紙2「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けた場合
人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%（大声なし）とする。

※「感染防止安全計画」は、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出すること。提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から県に連絡・相談すること。

- ② それ以外の場合

人数上限5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とする。

なお、この場合、別紙3「感染防止策チェックリスト」をイベント主催者等が作成・HP等で公表すること。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、イベント等の開催に当たっては、接触確認アプリ（COCOA）の活用について、主催者等に周知すること。

実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

観客間の大声・長時間の会話

スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

3 留意事項

ア 感染拡大防止に必要な取組の継続等

- ・ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- ・ なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ・ 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては自粛を求めること。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- ・ イベント開催後、「感染防止安全計画」を策定した主催者は、別紙4「イベント結果報告フォーム」を1か月以内に県に提出すること。結果報告については、同様のイベントの場合は、問題発生時に速やかに提出すること。
- ・ 同様のイベントを複数回・複数日開催する場合は、初回にまとめて提出可能とする。

- #### 4 感染防止策の不徹底などの問題が確認されたイベント主催者等への対応等
- 感染防止策の不徹底が確認された場合や速やかな結果報告資料の提出がなされなかった場合は、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、今後開催予定のイベントに関して収容率上限を50%とする。

【 添付資料 】

- 別紙1 「イベント開催等における必要な感染防止策」
- 別紙2 「感染防止安全計画」
- 別紙3 「イベント開催時のチェックリスト」
- 別紙4 「イベント結果報告フォーム」
- 別紙5 「感染状況に応じたイベント開催制限等について」

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 1

項 目	基本的な感染対策
<p>①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底</p>	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>* 大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p>
<p>②手洗、手指・施設消毒の徹底</p>	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
<p>③換気の徹底</p>	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <p>* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<p><input type="checkbox"/>入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p><input type="checkbox"/>休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <p style="margin-left: 20px;">* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/>大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p style="margin-left: 20px;">* 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること。</p>
⑤飲食の制限	<p><input type="checkbox"/>飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p><input type="checkbox"/>食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p><input type="checkbox"/>長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛</p> <p style="margin-left: 20px;">* 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/>自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<p><input type="checkbox"/>有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</p> <p><input type="checkbox"/>練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</p> <p><input type="checkbox"/>出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</p>
⑦参加者の把握・管理等	<p><input type="checkbox"/>チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p><input type="checkbox"/>入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</p> <p><input type="checkbox"/>時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染防止安全計画

1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限)	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	いずれかを選択 (いずれも大声がないことを担保)	
収容定員	〇〇,〇〇〇人	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
ワクチン・検査パッケージ制度の活用	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和 <input type="checkbox"/> まん延防止等重点措置区域：人数上限 20,000 人を収容定員まで緩和	
その他特記事項		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

3～4は、該当する場合のみ記載してください。

3. ワクチン・検査パッケージ制度に関する実施計画

※緊急事態措置やまん延防止等重点措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について」（令和3年11月19日付け事務連絡）を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

※本県は、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、**対象者全員検査の場合のみ適用**いたします。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）

（氏名）

主な助言内容：

イベント開催時のチェックリスト

別紙3

【第1版（令和3年11月版）】

開催概要

イベント名

URL:

イベント名

出演者・
チーム等

出演者・
チーム等

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

開催会場

会場所在地

主催者

主催者
所在地

主催者
連絡先

(電話番号)

092- -

(メールアドレス)

収容率
(上限)



100% (*)
(大声なし)



人と人が触れ合わない
程度の距離



50% (*)
(大声あり)



十分な人と人との間隔
(できるだけ2m、最低1m)

収容人数

〇〇,〇〇〇人

参加人数

〇〇,〇〇〇人

その他
特記事項

大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載ください。

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な 感染防止

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底



【大声なしの場合】
飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声（※）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、
②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】
「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。

② 手洗、手指・施設消毒の徹底



こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）。



主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③ 換気の徹底



法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上等）の徹底。

④ 来場者間の密集回避



入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。



休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。



大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保。

感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な 感染防止

⑤ 飲食の制限

- 飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。
- 飲食中以外のマスク着用の推奨。
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。
- 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。

⑥ 出演者等の感染対策

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。

⑦ 参加者の把握・管理等

- チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
- 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

イベント結果報告フォーム

別紙4

○イベントの情報（公表する場合、*については適宜）

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県） *	
主催者所在地（市区町村） *	
主催者所在地（番地等） *	
開催会場（名前）	
都道府県	
都道府県コード	
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“-”を入力）	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因 ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

不使用欄（LOOP便宜のため白字入力済）

○**感染防止策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）**

感染防止策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

感染状況に応じたイベントの開催制限等について

【別紙5】

		感染防止安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の の区域	人数上限(※3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置 地域	人数上限(※3)	20,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注4)	5,000人
	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
緊急事態 措置区域	人数上限(※3)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注4)	5,000人
	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%

※遊園地は、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

(注2) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提。

(注3) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

(注4) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。